

【資 料】

東京都むさしが丘学園地域子育て支援事業実施要領

（事業目的）

第1条 この事業は東京都むさしが丘学園の施設設備と養育機能を活用して地域の子育てを支援するため、小平市子ども家庭在宅サービス事業を受託する。

（事業内容）

第2条 小平市子ども家庭在宅サービス事業（以下「ショートステイ事業」という。）について、次の内容を実施する。

- (1) 食事の提供及び身の回りの世話
- (2) 学習の補助及び生活の指導
- (3) その他前2号に準ずるもので必要とするもの

（対 象）

第3条 この事業の対象者は、家族の病気などのために一時的に家庭で養育を受けることが困難となった市内に居住する2歳から小学校3学年までの児童とする。

（利用人員）

第4条 ショートステイ事業は、1日あたり4人までとする。

（受け入れの決定）

第5条 この事業の利用者は市長との協議により園長が決定する。

（利用期間）

第6条 ショートステイ事業の1回の利用期間は原則として7日以内とする。

（実施場所）

第7条 ショートステイ事業は学園内の児童寮等で実施する。

（申 請）

第8条 ショートステイ事業を利用しようとする者は、小平市に申請しなければならない。

（協 議）

第9条 小平市は利用申請があった場合、園に協議しなければならない。

（利用者の決定）

第10条 学園は小平市から協議があった場合、受け入れの可否を速やかに決定し、報告しなければならない。

（決定後の受け入れ）

第11条 受け入れについては、園長の命により、養護係長が統括し、自立支援要員等が行う。

（受け入れの制限）

第12条 子どもの受け入れ時において、災害発生、疾病等により学園での生活が明らかに困難である場合、施設運営上特別の理由により園長は受入れを制限できる。

（事業報告）

第13条 学園は、毎月の利用状況を別紙様式により翌月10日までに報告する。契約満了後30日以内に事

業実績報告書を提出する。

（委託料）

第14条 小平市は、ショートステイ事業に要する費用として、別表に定める基準の委託料を支払うものとする。

（実費の徴収）

第15条 ショートステイ事業の実施において、委託事業経費以外の実費がかかった場合については、学園が保護者にその経費を請求することができる。

（保険加入）

第16条 利用者の事故等に備えるため、賠償責任保険に加入する。

（会 計）

第17条 ショートステイ事業の会計は特別会計で処理する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から適用する。

平成13年度小平市子ども家庭在宅サービス事業受託事業実施計画

東京都社会福祉事業団
東京都むさしが丘学園

実施主体	小平市（東京都が小平市から事業を受託し、事業団に再委託する。）
運営主体	東京都社会福祉事業団
実施場所	東京都むさしが丘学園
実施期間	平成13年4月1日～平成14年3月31日
事業内容	<p>(1) 対象者 家族の病気などのために、一時的に家庭で養育を受けることが困難となった市内に居住する2歳から小学校3学年までの児童</p> <p>(2) 利用定員 1日4名まで</p> <p>(3) 利用期間 1回につき原則として7日以内</p> <p>(4) 利用場所 児童寮内等</p> <p>(5) サービス内容 ① 食事の提供及び身の回りの世話 ② 学習の補助及び生活の援助 ③ その他前2号に準ずるもので必要とするもの</p>
事業報告	<p>毎月の利用状況を翌月10日までに報告する。</p> <p>契約満了後30日以内に事業実績報告書を提出する。</p>
会計	<p>特別会計で処理する。</p> <p>委託料の範囲に必要な職員を配置し、事業を執行する。</p>

国分寺市子ども家庭支援ショートステイ事業実施規則（案）

（趣 旨）

第1条 この規則は、保護者の疾病、事故その他やむを得ない理由により一時的に養育を受けることができなくなる子どもを、市長が委託した児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条の規定による児童養護施設（以下「施設」という。）に一定期間入所させること（以下「ショートステイ」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 市内に住所を有する2歳以上15歳以下の子どもで、一時的に保護者の養育を受けることができなくなると認められ、かつ、施設の養育を受けることが可能な子どもを対象者とする。

（申請及び決定）

第3条 ショートステイを子どもに受けさせようとする保護者は、ショートステイ利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書を受けたときは、直ちに必要な調査を行い、ショートステイ利用の可否を決定し、当該申請をした者（以下「申請者」という。）にショートステイ利用承認・不承認通知書（様式第2号。以下「承認・不承認通知書」という。）により通知するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、市長は、ショートステイの利用を承認することが明らかな場合において、ショートステイの利用が急を要すると認められるときは、当該ショートステイに係る申請及び承認について口頭で行うことができる。この場合において、当該申請者は利用承認を受けた後、速やかに申請書を市長に提出しなければならない。

4 前項の申請を受けたときは、市長は、当該申請に対し、速やかに承認・不承認通知書を通知するものとする。

（ショートステイの期間）

第4条 前条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、ショートステイを利用する期間は、1回の申請につき7泊以内とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期間を延長することができる。

（利用者の負担）

第5条 利用者は、ショートステイに要する費用の一部を別表に定める基準により、負担するものとする。

（送 迎）

第6条 対象者が施設に入所し、又は退所する場合における移送は、保護者が行うものとする。

(通学の保証)

第7条 市長は、義務教育就学中の対象者の通学を保証する。

(委 任)

第8条 この規則に定めるものの他必要な事項は、別に定める。

附 則

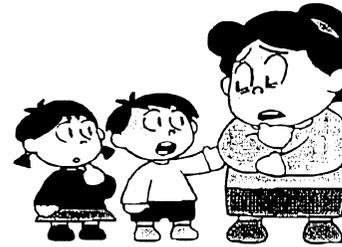
この規則は、平成14年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

ショートステイ費用負担基準

保護者の区分	負担額 (1泊当たり)
生活保護受給者	免 除
前年所得税非課税世帯の者	免 除
上記以外のもの	3,000 円

国分寺市子ども家庭支援ショート・ステイ事業



【こんな時ご相談ください。】

- ♪親の疾病・事故等で一時的に子どもを預けたい。
- ♪出張等仕事の関係で一時的に子どもを預けたい。
- ♪冠婚葬祭等で出かけなければならないので子どもを預けたい。
- ♪その他やむおえない事情で一時的に子どもを預けたい。

対 象

2歳以上15歳未満のお子さんです。
(2歳未満は児童相談所で相談をお受けします。)

子ども家庭支援センターへ
Tel 042-572-8138
国分寺市光町
3-13-20

子ども家庭支援センターへ申し込んでください。
(相談の上申請書で、緊急の時は取りあえず口頭で)



1泊3,000円です。(市へ払い込みます)
生活保護受給者、前年度非課税世帯のお
子さんは免除されます。

通学できます。

学校と施設を車で送迎いたします。
幼稚園児・保育園児は施設でお世話します。

1回7日以内お預かりします。



社会福祉法人
東京都社会福祉事業団
「むさしが丘学園」

東京都小平市鈴木町1-62-1
Tel 042-344-9911

※ 最初に保護者がお子さんを施設に連れてゆき、最後に迎へに行くのが原則です。事情があるときはご相談ください。

